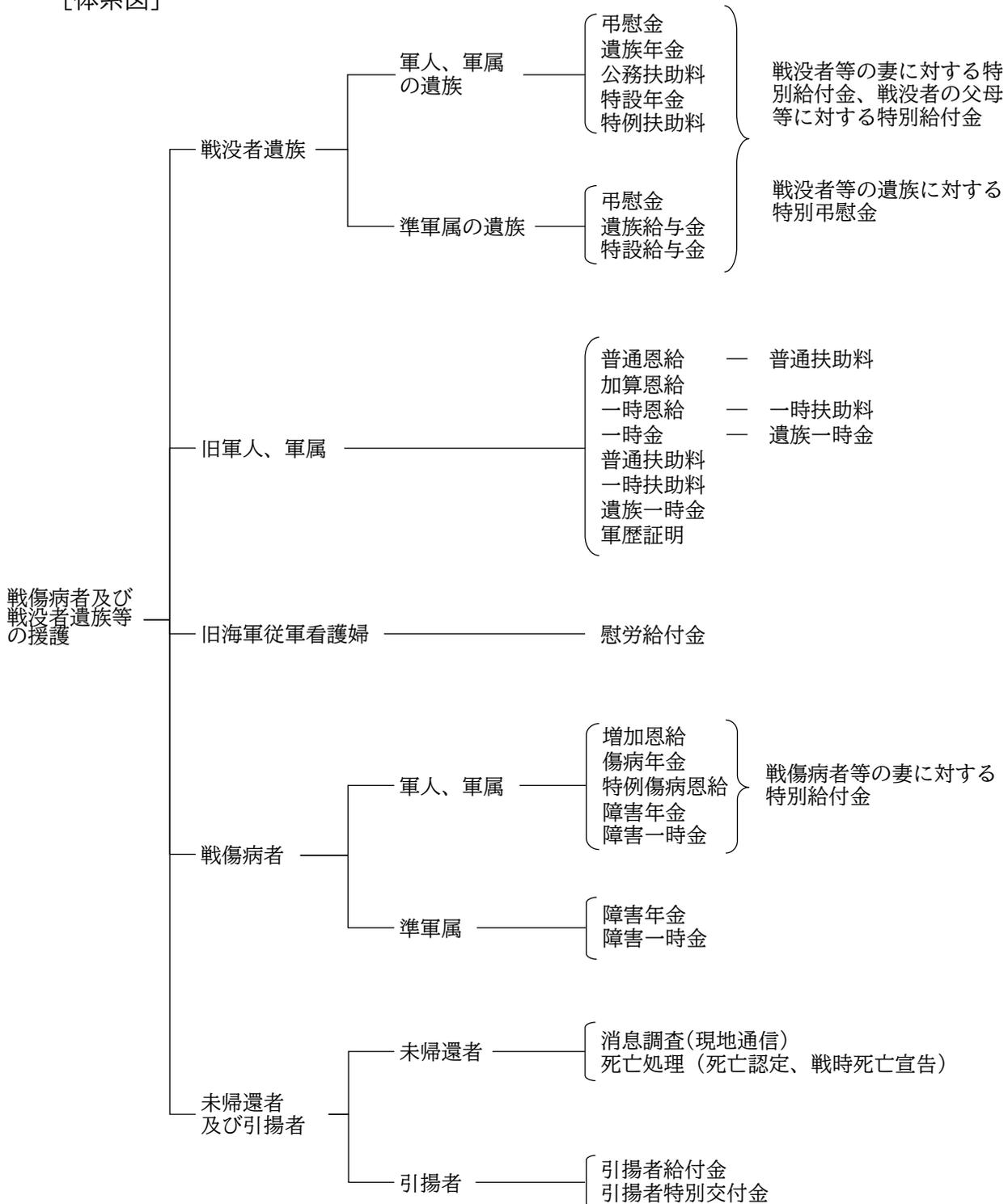


4 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

(1) 援護施策の体系

援護行政は、戦後初期の海外引揚者中心の援護から、現在では、旧軍人・軍属等の公務傷病による障がい者及び戦没者の遺族等に対する弔慰金等の給付業務が中心となっております。

[体系図]



(2) 戦没者遺族相談員及び戦傷病者相談員

厚生労働省の業務委託を受け、戦没者遺族及び戦傷病者の援護の相談に応じ、必要な助言・指導を行っています。

- ・ 戦没者遺族相談員 佐藤 或郎

(3) 戦傷病者に対する援護

現在なお療養を必要とする戦傷病者に対して療養の給付、療養手当、葬祭費の支給、更生医療の給付、補装具の支給・修理等の援護を行っています。

- ・ 申請先 障がい福祉課 給付担当

戦傷病者補装具支給状況

| | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|------|
| 受付人数 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(4) 戦傷病者等の妻に対する援護

・ 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで、戦没者等の妻に対する特別給付金（第三十回）の受け付けを行っています。

- ・ 申請先 障がい福祉課 給付担当